



江別市 市民自治による
まちづくり



え べつ け
江別家の
ママの話

はなし



EBETSUKE NO MAMA NO HANASHI



みんな
急いでね

ある日の朝――

パパも新聞読むの
やめないと
もう時間よ？

この物語の主人公
えへつ家のママ
最近ちょっと
お疲れ気味

――ああ、大丈夫
分かってるよ……

えへつ家のパパ
ちよつぱり
仕事人間

お姉ちゃん
怒られた

弟のショークン
(3歳)
うるさい！

ペットのマッチ

娘の
レイコちゃん
(10歳)

レイコも
急いで！

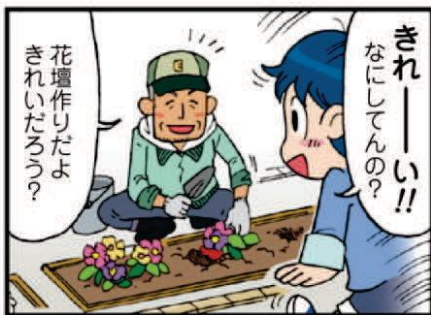
はーい













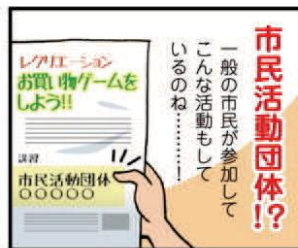














お返し……
できるかな……？





それから
1年後——



うわー!!

たくさん遊びにきてるねー

ワイワイ
ガヤガヤ







特別なことをしたり、

ただお願いするのではなく、

自分に何ができるかをイメージしてみて、

少しでも行動することで

変わる未来があるって、

素敵なことだと思いませんか？

そのために、自治基本条例があるんですって。

つまり、いろいろな方のパワーで、

まちづくりをするための基本となる考え方や

仕組みなどを定めているルールなんです。

市民一人ひとりが考え、 行動するまち、江別をめざして



江別市は、「江別市自治基本条例」を平成21年7月1日に施行しました。この条例は、自分達が暮らすまちについて、市民の皆さんがともに考え、行動する「市民主体のまちづくり」を目指しています。

条例には、江別のまちづくりを進めるための3つの基本原則を定めています。



市民と市が、まちづくりに関する情報を共有します。

基本原則その1

情報共有の原則

基本原則その2

市民参加・協働の原則

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加と協働を進め、市はそれを尊重します。

基本原則その3

信託と責任の原則

議会と市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実にまちづくりを運営する責任を負います。



このパンフレットは、
江別市と市民活動団体
えべつ協働ねっとわーく
がともに作成しました。





発行月：2014 年 2 月

発行：江別市生活環境部市民生活課

Tel：011-381-1124 Fax: 011-381-1070

編集企画・制作：NPO 法人えべつ協働ねっとわーく

マンガ制作：乃村浩満（株式会社アイム）

• この条例の詳細情報は

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/12/53/>